

安田町イメージキャラクター デザインの使用について



安田町イメージキャラクター 『安田朗』
あんたろう

『安田朗』プロフィール

出身：清流・安田川
種別：アユ
誕生日：6月1日（鮎漁解禁日）
性別：♂（オス）
性格：見た目はボーっとしているが、実はまつり好きで明るい
好物：自然薯、お酒
特徴：「あんた、きいや〜」が口癖で、人々を呼び込み安田町のPR活動をしている

キャラクターデザインを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に安田町へ申請し、承認を受ける必要があります。この手引きをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

1 色指定について

《フルカラー》



箇所	CMYK
輪郭、ヘタ、目…黒色部分	K100
体、法被、ヒレ…白色部分	C0・M0・Y0・K0
体…青(淡く薄い)	C20・M10
頬…黄(薄)	Y25
くちびる…朱色	M50・Y50
口の中…紫(薄)	C50・M50・Y25
法被の襟幅・柄・文字…青	C75・M37
法被の柄…緑	C70・Y80
自然薯(本体)…茶色(薄)	M25・Y50
自然薯(模様)…茶色	M37・Y75
自然薯(紐)…茶色(濃)	C25・M60・Y50・K20
パンツ…紫(濃)	M75・Y86

箇所	グレースケール
輪郭、ヘタ、目…黒色部分	K100
体、法被、ヒレ…白色部分	K0
体	K25
頬	K15
くちびる	K0
口の中	K75
法被の襟幅・柄(濃)・文字	K50
法被の柄(薄)	K35
自然薯(本体)	K0
自然薯(模様)	K15
自然薯(紐)	K50
パンツ	K75

《モノクロ》



2 キャラクターポーズ集



①正面



②背面



③手を振る



④顔／基本



⑤顔／笑顔



⑥左へ



⑦右へ



⑧おじぎ



⑨ジャンプ



⑩走る



⑪看板



⑫おどる



⑬飲む



⑭釣り



⑮農業／収穫



⑯農業／耕す

3 デザインのきまり

■キャラクターデザインを使用する場合には、下記の事項を遵守してください。

(1) 使用にあたっては、定められた絵柄、色彩等を遵守すること。

(2) キャラクターのイメージを損なわないこと。

あんたろう

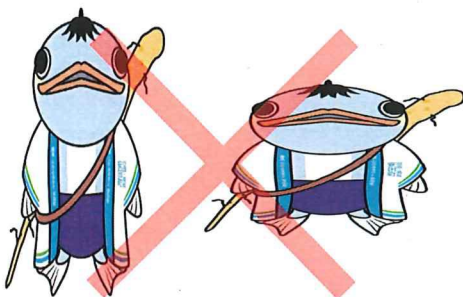
(3) キャラクターの下記等適切な位置に「安田町イメージキャラクター『安田朗』」と表示すること。（字体の制限はありません）ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、それが安田町の著作物であることを示す「©安田町」の表示をもって代えることができる。

(4) デザインの一部のみを使用したり、改変やアレンジもしくは他の文字や図柄を重ねて使用したりすることはできません。（「⑪看板」については、看板内に限り文字や図柄を入れることができます）また、拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能とする。ただし、縦横の比率を変えないこと。

(5) キャラクターのふきだしなどに特定の商品、又は事業所等の名称を用いることはできません。また、キャラクターのイメージに合わない内容も禁じます。

■使用不可の例

縦横の比率を変える



文字や図柄を重ねる



指定色以外を使う



表情を変える



4 デザイン使用規定（概要）

■デザインを使用するにあたっては、商用・非商用を問わず必ず事前に安田町へ申請し、使用承諾を受ける必要があります。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- （１）町の関係機関が使用するとき。
- （２）国又は高知県等の公的団体が使用するとき。
- （３）学校等が教育の目的で使用するとき。
- （４）町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- （５）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （６）個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- （７）その他町長が使用について適当と認めたとき。

■次の場合には使用できません。

- （１）法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （２）特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （３）不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- （４）自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （５）町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （６）デザインのきまりが守られていないとき。
- （７）その他町長が使用について不適当と認めたとき。

※ 申請の手続き、および詳細については「安田町キャラクターデザイン使用に関する要綱」をご覧ください。

※ 上記に反した場合は、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止した際に発生する損害・費用に対し、安田町は一切負担しません。

※ キャラクターデザインの商標登録・意匠登録その他の一切の登録を禁じます。

※ 不明な点等は、安田町役場地域創生課までお問い合わせください。